

●里親募集説明会を開催します

里親とは、様々な事情によって家庭での生活を送ることができない子供を家族の一員として迎え、温かな雰囲気の中で豊かな愛情を持って心身ともに健やかに育てる人のことです。

県では、幅広く里親を募集しています。養育をお願いする期間は、数日間から数年間まで様々です。下記の日程で里親募集説明会を開催しますので、関心のある人は是非お越しください。



- ▶ **とき**
5月10日(金) 午前10時～正午
- ▶ **ところ**
市役所 4階 401会議室
- ▶ **申込期限**
5月9日(木) 午後4時 (事前申込必要)
- ▶ **対象者**
児童福祉に熱意があり、里親等に関心がある人
※特別な資格は必要ありません。

☎大分県中央児童相談所里親担当 ☎097-544-2016
こども未来課家庭支援係 ☎8292 (市役所1階)

●ご存じですか？行政相談委員

毎日の暮らしの中で、国や県、市役所の仕事について、分からないことや困っていることはありませんか。そんなときは、総務大臣が委嘱する身近な相談相手である行政相談委員にご相談ください。

市内6人の行政相談委員の皆さんが、解決のための助言や関係機関への通知などを無報酬で行います。

- ▶ **相談例**
- ・道路を補修してほしい
- ・登記、年金、健康保険のことなど、どこで手続きを行えばよいか分からない

- ▶ **担当行政相談委員**
- ・日田地域 井上太香美氏、今井健二氏
- ・天瀬地域 安達貞男氏
- ・大山・前津江地域 梶原智子氏
- ・上津江地域 武原文子氏
- ・中津江地域 武原勇一郎氏

行政相談委員は、市役所本庁舎、各振興局で毎月(前津江振興局は奇数月)、相談所を開いていますので、ご利用ください。

※日時等詳細は、毎月広報ひた15日号の最終ページ掲載の無料相談「定例行政相談」をご覧ください。

★ **お気軽に
相談してみませんか** ★

☎総務課行政係 (3日以内窓口) ☎8233
総務省大分行政監視行政相談センター
☎097-533-1100

●中小企業者の皆さんを応援します

市では、市内の中小企業者を支援するため、低金利で保証料や利子補助を行う、日田市中小企業融資制度を設けています。是非、ご活用ください。

- ▶ **実施期間** 4月1日(月)～令和2年3月31日(火)
- ▶ **取扱金融機関** 市内金融機関

資金名	中小企業振興資金			季節資金	新事業展開支援資金※1
	振興資金	開業資金	女性若者起業支援資金※1		
融資対象	・市内に引き続き1年以上住所及び事業所を有していること ・引き続き1年以上同一の事業を営んでいる中小企業者	・市内に住所及び事業所を有し、かつ市内に開業予定又は、市内に住所及び事業所を有する開業1年未満の人	・市内に住所及び事業所を有し、かつ市内に開業予定又は、開業1年未満の人であって、女性又は40歳未満の人及び市内に転入して1年未満の人	振興資金と同じ	・市内に引き続き1年以上住所及び事業所を有し、引き続き1年以上同一の事業を営んでいる中小企業者で、新たな事業展開や新分野への進出又は業態の転換を行うとする事業者
資金の用途	設備・運転資金	設備・運転資金	設備・運転資金	運転資金	設備・運転資金 事業遂行上必要な設備に要する資金とそれに付随する運転資金
限度額	1,000万円以内 (100万円以上)	1,000万円以内 (100万円以上)	500万円以内 (100万円以上)	400万円以内 (50万円以上)	2,000万円以内 (100万円以上)
期間	10年以内 (据置1年以内)	7年以内 (据置1年以内)	7年以内 (据置1年以内)	夏 5か月以内 冬 6か月以内 期日一括返済 又は月賦均等返済	10年以内 原則、月賦均等返済 (据置1年以内)
利率	年1.8%	年1.8%	年1.8% ※市が全額補助。	年1.7% (変動あり)	5年 2.20% 10年 2.45%
保証料 (注)	保証協会が定める率 (0.40%～1.70%) ※設備資金の場合は、 市が全額補助。	0.86% ※市が全額補助。	0.86% ※市が全額補助。	保証協会が定める率 (0.41%～1.86%) ※市が全額補助。	保証協会が定める率 (0.45%～1.90%) ※市が全額補助。
担保等	原則、無担保無保証人 (原則、法人代表者以外の連帯保証人は不要とする)	不要(原則、法人代表者以外の連帯保証人は不要とする)	不要(原則、法人代表者以外の連帯保証人は不要とする)	原則、無担保無保証人 (原則、法人代表者以外の連帯保証人は不要とする)	原則、無担保無保証人 (原則、法人代表者以外の連帯保証人は不要とする)
申込先	市内金融機関	市内金融機関	商工労政課	日田商工会議所 日田地区商工会 6月～7月頃 11月～12月頃	商工労政課

- ▶ **商店街活性化利子補給制度**
振興資金の設備資金及び開業資金の融資を受けて、商店街の中で店舗等の新・増改築及び施設整備、創業者が商店街で実施する新たな創業等は貸付利息の全額を市が補助します。(審査会あり)
詳細は右記にお問い合わせください。

※1 審査会あり。
(注) 保証料率は、セーフティネット保証が適用された場合、一律0.80%以下となります。

☎商工労政課地域産業支援係 ☎8239 (市役所3階)

秘密を厳守 します！

相談無料 です！